

河合町まちづくり自治基本条例推進委員会 議事録（要旨）

委 員 会 の 名 称	第3回 河合町まちづくり自治基本条例推進委員会会議
開 催 日 時	令和6年1月25日（木） 10：00～
開 催 場 所	河合町役場3階 第6会議室
出席委員の氏名 及 び 人 数	中川幾郎委員、清水裕子委員、常盤繁範委員、梅野美智代委員、山本孝典委員、 岡本幹男委員、岡田昌浩委員、岡宏委員、尾上光子委員、西野あすか委員、 高桑次郎委員、計11名
欠 席 委 員 の 氏 名 及 び 人 数	井上沙世子委員、安田彩子委員、山川裕子委員、松浦加奈子委員、4名
出 席 職 員 等 の 職・氏名又は人数	＜事務局＞ 企画部長 森嶋雅也、政策調整課長 岡田健太郎、福井敏夫 ＜運営支援＞ 特定非営利活動法人NPO政策研究所：直田春夫、田中逸郎、谷内博史
公開・非公開の別 傍 聴	・第1回委員会で公開決定（傍聴要項制定） ・傍聴者：1人
議 題、協 議 事 項	1. 開会 2. 第1回町民ワークショップについて 3. 「（仮称）河合町協働のまちづくり推進計画」について 4. その他：第2回町民ワークショップの開催について 5. 閉会
会議の記録（要旨）	
議 事／ 発 言 者 等	発 言 内 容 等
1. 開会（事務局）	○ 開会 ○ 11名出席：設置条例に基づき、本日の審議会が成立していることを報告
2. 第1回町民ワークショップについて	
委員長	○ 議題に入ります。まず「第1回町民ワークショップ」について、事務局より資料説明をお願いします。
事務局	○ 追加資料、資料1、資料2説明（事務局、NPO政策研究所）
委員長	○ ただ今の説明に関して、何かご質問等がありますか。（なし） ○ ご質問・ご意見がないようですので、次の議題に入ります。

3. 「(仮称) 河合町協働のまちづくり推進計画」について

委員長	○ 事務局から説明をお願いします。
事務局	○ 資料3説明：協働のまちづくり推進計画（骨子） ○ 資料4説明：河合町の参画・協働の取組み事例（第1回町民ワークショップ資料）
委員長	○ 何かご質問やご意見はありますか。
委員	○ 資料3の5ページにある「(仮称) 河合町基本構想」について、本来はこの基本構想のもとで協働のまちづくり推進計画が策定されるもの。現在の進捗状況は。 ○ 基本構想が未確定の中、推進計画の検討を行うことで絵に描いた餅にならないかという懸念があるが、そうならないようにするための理事者の決意や考え方は。
事務局	○ 令和6年度中には総合計画を固めていきますが、推進計画と同様に協働がキーワードとなると認識しております。同時期に並行して策定してまいりますので、齟齬のないように進めてまいります。
委員	○ 並行して策定するとのことですので、見守っていきたい。
委員	○ これまでの基本構想である「河合愛A I 構想」のもとで条例を策定し、現在推進計画を検討している。今回新たに基本構想をつくるということだが、このあたりはどうなるのか。
事務局	○ 通常一般的には総合計画が定められて、そのもとで各種計画が策定されますが、新町長による新しい総合計画・基本構想を策定する必要がありますので、並行してリンクさせながら推進計画を策定してまいりたいと考えております。
委員	○ 資料3の7ページに「まちづくりを言い換えてみると」とあるが、それは「ひとづくり」そのものではないかと思います。
委員	○ 協働を具体的に進めていくのは自治会ではないか。ところが現状は、役員になるのがいやで退会するなど、担い手や会員数が減少している。会長を抽選で決めるところもあり、活動も停滞している。資料3の20ページにある「地域協働」を進めるためには、自治会の強化が必要ではないか。

事務局	○ 自治会は地域協働の核となるものと認識しております。総代自治会長会でも重要な課題であるとし、部会を設けて継続検討されているところです。
委員	○ まちづくりの担い手の若返りが必要で、若い人の意見を反映させる仕組みを検討すべき。そのためには、オンラインを活用して活動を紹介する、I Tの積極的活用を図るなどの取組みが必要。この委員会もオンライン会議にトライしてはどうか。やってみて、そこで課題を共有して改善していく。これにより、ほかの会議や取組みに広げていくこともできるのではないかな。
事務局	○ 若い方のご意見をいろんな機会や方法でお聞きすることは大切であり進めております。オンラインの活用ですが、庁内でズーム会議は行っておりまして、当委員会に必要な仕組みはご提供できますが、委員の皆様全員がご対応できるかどうか。可能でしょうか。
委員長	○ 情報共有や意見交換段階でのI T活用は有効ですね。ただし、決定をしていく段階では、対面で意見が言える会議が求められる。参画協働の基本方針からいっても、少数者の意見が言える・反映できる会議の工夫が今後とも必要であり、明記すべきです。ズームなどの普及により、会議のやり方は変化してきていますが、現在はまだその途上にあると思われます。いろいろ試みてみましょう。
委員	○ 当委員会でもやってみて課題を検証してはどうか。これにより、議会やほかの会議などにも広げることができるのではないかな。
副委員長	○ オンライン会議を進めてきたが、苦手な方に仕方をレクチャー・サポートするのが大変でした。それをすべて役所に委ねるのではなく、委員で得意な方が教えるなどのサポートの仕組みが必要。一定時間がかかりますが、当委員会をオンラインでやるためには必要な取組みですね。これにより、普段の活動にも役立てることができるようになるといいですね。
委員	○ 現在提案されている推進計画案は具体性が乏しく、何のためにどうしていくのかがわからない。条例の解説書のようなことが書かれており、実際にどう進めていくのかが、現段階では検討中でこれからだと思うが、よくわからない。
事務局	○ 実際にどう進めていくのかについては、資料3の27ページ以降に例示として挙げております。これはあくまで例示でして、これらをもとに検討してまいりますので、今後の委員会で具体的に肉付けしていただきたいと考

	えております。
委員	○ 資料3の25・26ページにある「河合町のまちづくりの方向」に挙げることができれば、まちは良くなる。委員会も必要ない。これらができていない現状があるから、この委員会がある。
委員長	○ そのとおりですね。
委員	○ 推進計画づくりは、担当課任せにするのではなく、全庁体制でしっかりつくってほしい。
委員長	○ これまでのご意見を聴いて、私なりに補足いたします。まず総合計画ですが、基本構想と基本計画で構成されており、町は基本構想を議決事項にしておられます。この基本構想と推進計画のもとに各種計画がある。したがって、この趣旨にそぐわない計画は改正が必要です。条例というのは計画等の上位概念であり規範ですので、まちづくり自治基本条例に首長も計画も従う必要があります。なお、基本構想を変えるなら、議会に諮り承認を得ることが必要となります。 ○ 推進計画ですが、条例の趣旨を受けて進めていくための手引書であり、行政の行動計画と住民活動の支援計画を明らかにし、その進行管理や点検・評価・改善のために策定します。条例を絵に描いた餅にしないために必要だご理解ください。
事務局	○ ありがとうございます。いただいたご意見・ご指摘をもとに進めてまいります。
委員	○ 河合町では、基本構想部分について条例化されていないのではないかと。
事務局	○ 以前は議決が義務付けされていなかった経緯がありますが、議会からのご指摘もあり、総合計画や都市計画については議会にお諮りすることとなりました。
委員	○ それが実際には出てこない、上程されていない。何度も指摘してきた。
事務局	○ 平成6年度に策定し、議決案件として議会に上程していきたいと考えております。
委員	○ 自治会の問題ですが、総代自治会長会が町の方針を大字自治会に持ち帰り班長等に伝える連絡機関となっており、本来の役割が果たせていないの

	ではないか。
委員	○ 町からの連絡を伝える役目もありますが、一番は、地元から上がった声を集約して町に伝える・要望することを総代自治会長会で行っており、役目を果たしていると思います。
委員長	○ まちづくり自治基本条例で、大字自治会の役割を規定していますのでご確認ください。その中で「町民は加入するように努める」としています、責務ではない。責務とすると憲法違反となります。任意加入・任意団体ですので、「加入するように努める」としています。なお、現在高齢化や都市化の進展などにより、全国で加入率が低下しており、そのための防衛策・対応策として、自治会をはじめ各種団体に構成する「まちづくり協議会」を構想できるようにしています。皆さんでご検討いただきたい。 ○ やはりシチズンシップ教育が大切ですね。助け合う・支え合う精神です。なんでも市場原理・マーケットに任す、それで解決できないことは役所に任す風潮がありますが、地域社会・近隣社会でできることはやる。そのための方策が条例にうたわれており、推進計画にも盛り込んでいく必要があります。そのためにこの委員会があるということです。
委員	○ 条例にある自治会の役割について、総代自治会長会に伝え勉強会をしていただきたい。
事務局	○ 総代自治会長会は行政の下部組織ではありません。協働のパートナーであると認識しておりまして、条例の内容について説明会を開催したこともございます。今後とも、周知と啓発に努めてまいります。
委員長	○ ほかにご意見もないようですので、次の案件に入ります。
４．その他：第２回町民ワークショップの開催について	
委員長	○ 事務局から説明をお願いします。
事務局	○ 第２回町民ワークショップの開催について説明（次第に記載）
委員長	○ 何かご質問、ご意見がありますか。
副委員長	○ 提案ですが、庁内各課もワークショップに参加するだけでなく、ワークショップの資料等をつくることにも参画する。これにより、レベルアップが図れる。町民と一緒に計画に盛り込む内容をつくりあげていくことができる

	し、それぞれの業務にフィードバックすることもできるのでは。こうした仕組みも検討してはどうか。
委員	○ 資料2ですが、これらの中には具体的なお意見もあるので、次回のワークショップに反映していただきたい。
事務局	○ すべてのご意見を反映することは難しいですが、やり方などについてできることから反映してまいります。
委員	○ 「会議をまとめて書面でください」との声もある。難しい面もあるでしょうが、動画配信するなど、具体的に検討して反映していただきたい。
事務局	○ 「会議をまとめて書面でください」とのご意見につきましては、ホームページでの掲載・公開を検討してまいります。その他会議のやり方や計画に盛り込む内容などについてのご意見につきましても、できるだけ反映できるよう検討してまいります。
委員長	○ ほかにご意見がないようですので終わりますが、皆さん方にお願ひがあります。もう一度条例を再確認していただきたい。基本原理・原則とともに、大事な内容が書かれています。そのうえで、推進計画の位置付けや役割、内容を考えていく、それがこの委員会の役割です。 ○ もう一つ大切なことはシチズンシップ教育でして、人を育み育てること、これが大切です。そのためにワークショップをやるということもご理解ください。
副委員長	○ いろんなご意見が出ましたが、これまで頑張ってこられた方々が動けなくなるとダメになる取組みではいけない、そうならないようにみんなで考え取り組んでいくことが大事ということが確認されたのではないのでしょうか。
委員長	○ 条例の意義や中身について、再度ご確認いただくことをお願いいたしまして、本日の委員会を閉会します。
5. 閉会	
事務局	○ 資料5に今後のスケジュールを掲載しております。 次回、推進委員会の開催日程については、また改めてご案内申し上げます。本日はありがとうございました。

